

第3項 自動車交通対策の推進

1 次世代自動車の普及推進

平成24年度末で県内の電気自動車（EV）の登録数は727台、プラグインハイブリッド車（PHV）は350台となり、次世代自動車は着実にその数を増やしています。

平成24年度は、「群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会」において情報交換・協議を行うほか、EV等の試乗会（4回）を実施し、また県内の充電インフラの位置情報等を広く提供するため充電マップを5,000部作成し、EV等の周知を図りました。また、

三県知事会（群馬・埼玉・新潟）の取組として、平成24年4月に新潟県朱鷺メッセにおいて、「EV・PHVサミット」を開催しました。

平成25年度は、「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」（国の緊急経済対策）が制定されたことに伴い、県内の充電インフラ整備を加速するために「群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定し、次世代自動車の一層の普及促進と利便性向上を図っていきます。

2 エコドライブ・アイドリングストップの推進

温室効果ガスの排出を抑制するため、群馬県地球温暖化防止条例により、一定規模以上の駐車場（500㎡以上）の設置管理者には、看板の掲示などにより、アイドリングストップの周知義務が定められています。また、エコドライブ・アイドリングストップの推進を努めるようにされています。

さらに、環境に配慮した運転であるエコドライブの

普及を図るため「群馬県エコドライブ普及推進協議会」により、運輸団体、経済団体、自動車関連団体、行政等が連携して取り組んでいます。

取組内容としては、エコドライブの普及・啓発活動（エコドライブ講習会、エコフェスティバルの開催）を行います。

3 公共交通の利用促進

本県の運輸部門全体からの二酸化炭素排出量は、平成14年度から22年度までの8年間で約16%減少していますが、二酸化炭素排出量のうち、運輸部門の占める割合は約31%（平成22年度）と全国平均の約19%（同年度）と比較して高い水準となっています。

京都議定書に基づく二酸化炭素排出量の削減目標を達成するためには、一人ひとりの行動を「過度に自動車に頼る暮らし」から「適度に多様な交通手段を利用する暮らし」へと転換することが不可欠です。

そのためには、交通サービスを提供する交通事業者が、更なるサービス向上に取り組むとともに、企業や各家庭の一人ひとりが自動車から公共交通へと自発的に利用を転換することを、多様な交通施策を通じ促すことが重要です。

(1) 路線バス対策

県民や来県者の移動手段を確保するため、赤字の乗合バス路線を運行しているバス事業者や市町村に対して、運行費や車両購入費等の一部を補助しました。

(2) 中小私鉄等再生対策

県民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、県内の中小私鉄等（上毛電気鉄道・上信電鉄・わたらせ渓谷鐵道）に対して、沿線市町村とともに、安全対策等のための設備整備費用や鉄道基盤設備の維持費用を補助しました。

(3) 鉄道利用促進対策

鉄道利用の利便性向上を図るため、鉄道事業者が行う駅施設の整備を支援しました。

4 渋滞の解消

県では、バイパス整備や拡幅等を行うことで渋滞を解消する施策を行っています。渋滞の解消により、道路交通がスムーズになり、安全性も向上するほか、自動車からの排気ガスが削減されることで地球温暖

化防止に貢献することができます。平成24年度に実施した施策は表2-1-1-5のとおりです。

表2-1-1-5 平成24年度に実施した施策

実施事業	実施箇所	施策効果の内容
バイパス整備	東毛広域幹線道路（葦塚工区、境工区）	バイパスを整備したことにより、周辺道路の慢性的な渋滞の緩和が図られた。
	西毛広域幹線道路（主要地方道前橋安中富岡線富岡工区）	バイパスを整備したことにより、周辺道路の慢性的な渋滞の緩和が図られた。
	主要地方道前橋長瀨線バイパス	バイパスを整備したことにより、周辺道路の慢性的な渋滞の緩和が図られた。

5 自転車利用の促進

自転車は、排気ガスを出さず、クリーンかつエネルギー効率の高い交通手段として認識されています。

そこで、本県では自動車から自転車への交通手段の転換を促進するため、自転車の通行環境を整備するとともに、サイクリングロードマップを作成・配布するなど自転車の魅力についての情報発信を行って

います。また、利用者の視点で自転車利用の促進を図るため、平成17年4月に「サイクルツアー応援隊」（県民ボランティア）を発足し、協働して様々な取組を進めています。

6 LED式の信号灯器の導入

LED式の信号灯器は、電球式に比べて4分の1以上の電力消費量であり、省エネルギー対策に寄与します。また、視認性の向上及び疑似点灯の防止に加えて、長寿命化を期待でき、最終的には地球温暖化の防止につながります。

県では全信号機3,970基（平成25年3月末現在）をLED化することを目標に、平成18年度から積極的に導入を推進しており、平成24年度は177か所の信号機でLED化を実施しました（整備率約41.4%）。

第4項 県民による自主的取組の促進

1 家庭における取組の促進

(1) ストップ温暖化！県民アクションの推進

ア 目的

地球温暖化防止のためには、一人一人が温暖化の現状や仕組みについて理解し、実際の行動につなげていくことが必要です。

県では、身近で、成果が実感しやすい温暖化防止に向けた行動をまとめたリーフレット「ストップ温暖化！県民アクション～地球おんだんか防止隊隊員募集～」を作成・配付し、一人一人が防止隊員として取り組ん

でいくことを広く呼びかけました。

イ 県民アクションの3ステップ

隊員心得その1：「知る」

リーフレットから温暖化防止につながる行動例を知り、理解する。

隊員心得その2：「行動する」

温暖化防止行動を意識しながら、期間を決めて生活し、自分にできる行動を実践する。

隊員心得その3：「報告する」

取組の成果として、削減できた二酸化炭素 (CO₂) 量を足し算し、県に報告する。

ウ 実施期間

平成24年7月中旬～平成25年2月28日

エ 報告結果

- a 報告者数 12,029名
- b CO₂削減量 26,108kg = 約26,1t



代表的な行動例 (1日に削減できるCO₂量の目安)

- 1 マイカーのかわりに、バスや電車、自転車などを乗ろう (180g)
- 2 エコドライブ発進時「ふんわりアクセルe-スタート」にしよう (207g)
- 3 加速の少ない運転をしよう (73g)
- 4 買い物にはマイバッグを使い、包装の少ない品物を選ぼう (62g)
- 5 ごみは種類を分けて、リサイクルしよう(52g)
- 6 長い間部屋を空ける時は消灯しよう (2g)
- 7 テレビは見ていない時は消そう (7g)
- 8 主電源を切って待機電力を節約しよう(56g)
- 9 エアコンの温度を冷房は26 から28 に、暖房は22 から20 に設定しよう (冷房 78g 暖房 91g)
- 10 1日のエアコンの使用時間を1時間へらそう (冷房 24g 暖房 35g)
- 11 顔や手を洗うときに、水道の蛇口をこまめに止めよう(出す時間を1時間短くする)(4g)
- 12 お風呂は、家族で続けて入ろう (86g)

2 企業における取組の促進

(1) 環境GS (Gunma Standard) 認定制度の運営

ア 趣旨・目的

地球温暖化防止に向けた事業者の自主的な取組を促進するため、自社の環境マネジメントシステム～計画 (Plan)、実行 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) ～を整備し、これを組織的に運用する事業者を群馬県が「環境GS事業者」として認定し、支援する制度です。

平成18年度から認定を開始し、1,946の事業者を認定しています。

表2-1-1-6 環境GS事業者認定状況 (平成25年7月1日現在)

事業者の内訳		件数
業 種 別	農林水産業・鉱業	18
	製造業	343
	建設・設備・廃棄物処理業等	492
	商業・金融・サービス業等	997
	運輸業	96
規 模 別	1～9人	825
	10～99人	983
	100～499人	110
	500人～	28
	計	1946

イ 特徴

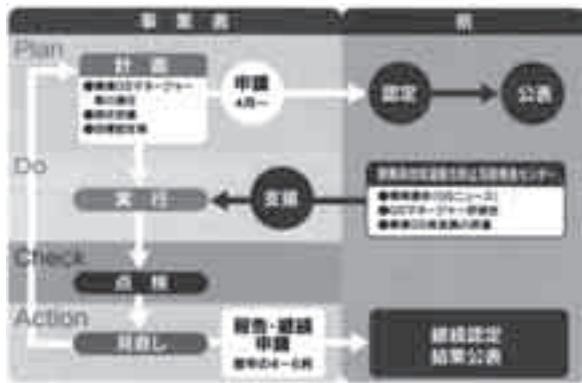
- ・申請書を県に提出した時点から、認定の対象となります。
- ・無理なく取り組めるよう、簡易な内容となっています。
- ・費用は無料です。
- ・参加は事業所単位で、業種等による制限はありません。ISOやエコアクション21の取得事業者も参加可能です。

ウ 申請期間 年間随時

エ 認定事業者になると

- 認定書、ステッカーが交付されます。
- 事業者名と取組内容が公表されます。
- 県や民間事業者から支援等が受けられます。
- ・広報紙等による情報提供
- ・研修会・セミナーの開催 (無料)
- ・環境GS推進員の派遣
- ・環境GS企業エコ改修資金の貸付
- ・民間金融機関からの融資等

図2-1-1-5 環境GS認定制度 取組全体の流れ



(2) エコアクション21認証・登録の推進

ア エコアクション21とは

全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、結果を公表するための方法について、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション21認証・登録制度です。

イ 認証・登録状況

全国で7,841件、群馬県では、212件（平成25年7月1日現在）の認証・登録があります。

【エコアクション21中央事務局ホームページより】

ウ 「エコアクション21認証・登録支援事業（自治体イニシアティブ）」

平成23年度から環境GS認定事業者を対象として、県とエコアクション21地域事務局が協力して「無料集合コンサルティング」を実施し、エコアクション21認証・登録を目指す事業者を支援しています。

平成23年度は22事業者が、平成24年度は5事業者が参加しました。

(3) ISO14001^{*1}認証取得の推進

ア 背景

森林破壊、酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化、海洋汚染など地球環境問題への対応が大きな課題となり、企業の環境問題への取組についても大きな関心が寄せられています。

こうした中で、環境マネジメントシステムである国際規格ISO14001は、国際競争上、重要となり、大企業を中心に認証取得が進んでいます。

また、中小企業においても、内外の取引先を開拓していく上で、認証取得が非常に重要とってきています。

イ 認証取得の状況

平成8年に規格が発行し、我が国の審査登録件数は、平成25年7月9日現在で20,682件となりました。（群馬県：386件）

産業分野別の状況では、サービス業が約30.8%、以下建設12.9%、基礎金属・加工金属製品12.8%と続きます。最近の動向としては、特定業種だけでなく、自治体、商社、病院、銀行等、サービス業をはじめとした幅広い業種に広がりを見せています。

【(公財)日本適合性認定協会調べ】

ウ ISO14001認証取得支援

中小企業においては資金面や人材面が十分とはいえず、ISO14001認証取得への取組は遅れている状況にあります。

このため、県では、中小企業パワーアップ資金などの制度融資により資金面での支援を行うとともに、(公財)群馬県産業支援機構では、経営総合相談窓口において専門のマネージャーによる相談や、登録専門家によるコンサルティングなどの支援を行っています。

第5項 県民や民間団体の環境保全活動の推進

1 環境情報の充実・発信

(1) 地球温暖化防止活動推進センターの支援

地球温暖化防止活動推進センターは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条に基づき、地球温暖化の現状に関する情報提供や、温暖化対策

の普及啓発を行う拠点として平成17年5月に設置されました。

群馬県では、「NPO法人地球温暖化防止ぐんま県民会議」が、県知事によってセンターに指定されて

^{*1}ISO14001：ISO14000シリーズは、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が定めている環境管理システム規格で、1996年9月に発行しました。ISO14001は、このシリーズの中核となる環境マネジメントシステムの仕様及び利用の手引きです。このほか、環境監査の指針、環境ラベル、ライフサイクルアセスメント、用語と定義などの規格があります。

います。

センターでは、次の業務等を行っています。

- ・地球温暖化対策に関する出前講座への地球温暖化防止活動推進員や環境アドバイザーの派遣
- ・家庭での温室効果ガス削減を目的とした「うちエコ診断員」の派遣
- ・地球温暖化防止活動を行う民間団体の支援
- ・日常生活における温室効果ガスを減らす工夫についての質問・相談対応
- ・環境GS認定事業者への支援事業

平成25年度は、地球温暖化防止活動推進員や環境GS認定事業者への支援、節電・省エネプロジェクトにおける出前講座等を、県と協働して実施してまいります。

【群馬県地球温暖化防止活動推進センター】

〒371-0016

前橋市城東町2丁目3-8

(市営城東パーキング1階)

電話：027-237-1103

FAX：027-232-1104

E-mail：info@gccca.jp

URL：http://www.gccca.jp/

(2) 環境サポートセンターの運営

小中学校や地域などにおける環境学習や環境活動を総合的に支援するため、平成15年度に環境サポートセンターを開設しました。

センターでは、環境学習や活動に関する質問や相談の受付、情報提供・発信、エコム・ブ号の運営、環境アドバイザーや子どもエコクラブの活動支援、住宅用太陽光発電設備補助金の受付・審査等の業務を行っています。

〔概要〕

- ・設置場所
群馬県環境政策課温暖化対策室内
- ・設備等
エコム・ブ号、実験器具等

〔平成24年度の利用状況〕

エコム・ブ号利用 80件

住宅用太陽光発電設備補助金受付 7,354件

2 地域における環境保全活動の推進

(1) 地球温暖化防止活動推進員制度の運営

地球温暖化防止活動推進員は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき県知事が委嘱します。地域において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性などの普及啓発を草の根的に推進するため、県や市町村と協働して地球温暖化防止に関する情報提供等の活動を行っています。

〔活動事例〕

群馬県地球温暖化防止活動推進センターの「出前講座」講師を務める
県や市町村主催の研修会や講演会に参加し、得た知識を日頃の環境活動に活かす
温暖化防止に関する各種資料やパンフレットを配布し、普及啓発に努める
市町村主催の環境セミナー等で講師、リーダー、アドバイザーを務める

市町村主催のイベントで、パネル展示や体験ブースを設置するなど、温暖化に関する出展をする

家庭から排出される温室効果ガス削減について、導入可能な対策やメニュー提案を行う「うちエコ診断」を行う

地域でマイバッグ運動を実施する

表2-1-1-7 地球温暖化防止活動推進員の委嘱人数

委嘱日	人数
平成16年2月17日	10人
平成17年9月28日	102人
平成19年5月25日	200人
平成21年5月26日	230人
平成23年5月24日	229人
平成25年5月21日	205人

任期：原則2年間